

日本・千葉県代表選手大会出場激励金交付基準

1. 趣 旨

国または県を代表して世界大会及び全国大会等の公式競技会に出場する選手に対し、その栄光を讃え、さらなる飛躍と期待をこめて激励金を交付する。

2. 交付対象競技会

国、県、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会加盟団体、日本オリンピック委員会及び日本オリンピック委員会加盟団体、日本パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会加盟団体、日本レクリエーション協会が主催・共催する大会。(ジュニア大会含む)

- (1) オリンピック・パラリンピック
- (2) 世界選手権、アジア大会
- (3) 国民体育大会
- (4) 全日本選手権大会
- (5) その他、本市が特に必要と認めた場合

3. 交付対象者

激励金の交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 松戸市内在住・在勤の選手
- (2) 予選会を勝ち抜き、又は参加標準記録を突破、又は競技団体等からの推薦等で大会にエントリーする選手
- (3) 日本中学校体育連盟主催大会に出場する選手は、学校運動部活動における種目を除いた選手
- (4) その他、本市が特に必要と認めた個人

4. 激励金交付決定

下記申請書類提出後、内容審査のうえ交付決定をする。

- (1) 予選会結果、又は参加標準記録突破の競技会結果、又は推薦書等の関係書類
- (2) 出場が決定した大会の要綱及び関係書類
- (3) その他、本市が必要と認めたもの

5. 激励金額

交付金額については、選手一人に対し下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) オリンピック・パラリンピック | 30,000円 |
| (2) 世界選手権、アジア大会 | 20,000円 |
| (3) 国民体育大会 | 10,000円 |
| (4) 全日本選手権大会 | 5,000円 |
| (5) その他、本市が特に必要と認めた場合、協議のうえ金額を決定する。 | |

6. 書類の提出

激励金に関する書類の提出については、下記のとおりとする。

ただし、本市が特に必要と認めた場合は、この限りとはしない。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 申請に係る書類 | 大会開催14日前まで |
| (2) 大会結果報告書 | 大会終了後14日以内 |